

JETRO のサイトより

最終更新日：2008 年 03 月 21 日

外資に関する規制

規制業種・禁止業種

ネガティブ・リストにより外国直接投資が禁止・規制されている業種・形態、上限出資比率がある業種、外国投資促進委員会 (FIPB) の個別認可が必要な業種などが規定されている。自動認可制度(ネガティブ・リスト方式)

インドへの直接投資案件は、以下のネガティブ・リストに該当しなければ外資出資比率 100%までが自動認可される。

I. 国有企業に留保されている 2 業種

原子力、鉄道

II. 1951 年産業法により、ライセンス取得が義務付けられている産業

1. 強制ライセンス指定の特定業種

- (1) 葉巻および紙巻き煙草、および煙草の代用品
- (2) 航空用、宇宙用、および防衛用のあらゆる電子機器
- (3) 起爆装置、ヒューズ、火薬、ニトロセルロース、マッチなどを含む産業用起爆物
- (4) 危険性のある化学製品
 - a. シアン化水素酸およびその誘導体
 - b. ホスゲンおよびその誘導体
 - c. イソシアン酸およびジイソシアン酸を含む化合物 (イソシアン酸メチルなど)
- (6) 1999 年薬品法でライセンス取得が義務付けられている一部の薬品・医薬品

2. 小規模企業 (SSI : Small Scale Industries) への 24% 超の出資

政府は土地および建物を除いた設備投資総額が 1,000 万ルピー以下の企業を小規模企業 (SSI) と指定し、優遇税制の適用や、低金利での資金貸付等をはじめとする各種優遇措置により、その活動を奨励している。

SSI に対する外資 24% 超の出資は原則認められず、同上限を超える場合には、たとえ投資総額が 5,000 万ルピー以下であっても SSI のステータスは得られない。

また現在、特定 35 品目が SSI へ留保されており、SSI 指定外の企業がそれらの品目を製造することは実質認められていない。もし製造する場合には、産業ライセンスの取得と 50% 以上の輸出義務が課される。SSI 留保品目のリストは、以下から入手できる。

<http://laghu-udyog.com/publications/reserveditems/resvex.htm>

3. 1991 年新産業政策で指定された立地規制に触れる投資

人口が 100 万人を超える指定 23 都市 (1991 年時統計に基づく) において、中心部 (Standard

Urban Area) 25 キロ以内に工場を設立する場合、産業ライセンスの取得が義務づけられる。
指定 23 都市：ムンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイ、ハイデラバード、バンガロール、
アミダバード、プネー、カンパール、ナグプール、ラクノウ、スーラト、ジャイプール、
コチ、コインバトール、ヴァドーダラ、インドール、パトナ、マドゥライ、ボパール、ヴ
イシャカパトナム、ヴァラナシ、ルディアナ

III. 2005 年 1 月 12 日より以前に、既にインド企業と資本・技術提携を行っている外資系
企業が新たに同一業種において企業を設立する場合。

2005 年 1 月 12 日付商工省通達（プレスノート 1）では、既にインド企業と合弁などの資
本提携、技術提携契約などを結んでいる（通達日時点）外資系企業が、同一業種で新たな
会社を設立する場合、他社と資本・技術提携契約を締結する場合には、政府の事前承認を
得ることが義務付けられている。ただし、（1）投資者がベンチャーキャピタルファンドで
ある場合、（2）既存の合弁相手のシェアが 3%未満の場合、（3）既存の合弁もしくは提携
による事業が休止状態の場合については政府認可不要。

IV. 外国投資が禁止されている産業

- （1）賭博
- （2）宝くじ
- （3）2005 年政府通達 No.2（プレスノート 2）で認められた不動産開発・建設業以外の、不
動産関連事業
- （4）原子力
- （5）小売業（単一ブランドを除く）

V. 個別に出資比率上限規制・ガイドラインがある産業

(1)銀行業

自動認可ルートで 74%まで出資が可能。既存の民間銀行への出資についても同様。外国銀
行については 100%出資の小会社を設立することも可能。外国機関投資家（FII）の場合、
個々の投資家が取得できる株式の上限は 10%で、FII の取得株式合計額の上限は 24%。（た
だし取締役会および株主総会の決議で承認されれば 49%まで引き上げ可能）

(2)ノンバンク

指定された 19 業種に対して、直接投資が認められる。100%までの出資は可能だが、出資
比率に応じて最低資本金額が規定されている。

(3)保険業

保険規制開発庁（IRDA : Insurance Regulatory & Development Authority）からのライ
センス取得を条件に、26%まで出資が可能。

(4)民間航空業（国内線）

外資は自動認可ルートで 49%まで出資が可能だが、外国航空会社の出資は認められない。NRI（非居住者インド人、Non Resident Indian）の場合は 100%まで出資が認められる。民間航空省の出しているガイドラインに従う必要がある。

(5)空港

外資は自動認可ルートで 74%まで。74%超の出資は個別認可取得が必要。

(6)通信サービス業

固定電話、携帯電話、関連付加サービス、および衛星通信については、通信庁(DOT : Department of Telecommunication)からライセンスを取得すれば、74%までの出資が自動認可される。ISP などインターネット関連サービス、ラジオについては、同ライセンス取得を条件に 49%まで自動認可、政府の個別認可を得れば 74%まで認可される。ゲートウェイ事業を伴わない ISP サービス、光ファイバーケーブル、メールおよびボイスメールサービスについては 100%まで認可される。その他通信省によるガイドラインに規定された様々な条件に従う必要がある。但し、一部の通信業務は政府からの個別認可取得を条件に、74%、100%まで出資が認められる。

(7)石油（精製以外）

石油精製品（ガソリン、ディーゼル、LPG、ケロシンなど）の販売業、小規模・中規模の石油発掘業、石油パイプライン、天然ガスおよび LNG パイプラインの分野に対して、自動認可ルートで 100%の外資出資が可能。ただし、いずれの分野でも業種ごとに別途定められている条件、ガイドラインに従う必要がある。国有石油公社に対する出資は個別認可を条件に 26%まで可能。

(8)石油精製

石油精製は国営企業への出資は個別認可取得を条件に 26%、民間企業の場合は 100%まで自動認可で認められる。

(9)住宅・不動産業

一定規模以上の土地開発・建物建設を伴う不動産業については、政府ガイドラインに従うことを条件に、自動認可で 100%まで出資が認められる。未開発の土地の販売、建物の転売などについては認められていない。

(10)石炭・褐炭

自社の電力プロジェクト用、洗炭・整粒の場合のみ 100%まで出資が可能。探鉱および採掘業については、自社内消費目的であれば 74%まで出資可能。

(11)ベンチャー・キャピタル

インド証券取引委員会（SEBI : Security Exchange Board of India）の規定に基づき、投資が認められる。

(12)商業

主として輸出業務を行う場合に加え、キャッシュアンドキャリー形態による卸売り、保税上屋からの輸入販売、最低 75%を国内自社グループ企業へ販売する場合などは、自動認可ル

ートにより 100%まで出資が認められる。また、インドで自社が出資する企業の商品の卸売り、ハイテク製品などの卸売り業務なども個別認可取得を条件に認められる。電子商取引分野については、2000年7月、企業間取引(B2B)に限り外資出資比率 100%まで自動認可の対象となった。ただし、出資企業が海外で上場している場合には、5年以内に株式の 26%を売却しなければならない。小売分野への直接投資は認められていない。

(13)投資会社

投資会社の設立は可能だが、投資会社が外資出資比率の上限規制があるインフラ・サービス業部門へ出資する場合は FIPB の個別認可を取得する必要がある。

(14)原子力鉱物関連産業

一定の業務条件（限定分野に限る）のもと、74%までの出資が可能。74%超の出資は原子力委員会の認可が必要。FIPB による個別認可取得が条件。

(15)防衛機器産業

政府からのライセンス取得を条件に、26%まで出資が可能。

(16)農業(プランテーション含む)

直接投資は認められていない。ただし、インド政府は 2002年7月、紅茶農園に対する外資規制を緩和し、個別認可取得を条件に、100%まで外資系企業の出資を認める外資規制の緩和を行った。但し、5年以内に出資比率を 74%まで引き下げることが求められ、また土地利用の内容を転換する場合には州政府の事前許可を取得することも義務付けられている。コーヒー及びゴムの加工・倉庫業については、自動認可ルートで 100%まで出資可能。

(17)印刷出版業

ニュース・時事を扱う新聞、定期刊行物の印刷出版業については 26%まで、ニュース・時事を扱わない専門雑誌の印刷出版業については 76%まで出資可能。科学技術関連誌については 100%までの出資が可能。ただし情報放送省の定めるガイドラインに従うことが義務付けられる。全て個別認可取得が必要。

(18)放送業

TV ソフトウェア・プロダクションは 100%まで投資可能。Uplinking Hub については 49%まで出資が可能。ケーブル・ネットワークも 49%まで出資可能。Direct to Home TV については 20%まで出資が可能。なお、全て個別認可取得が必要。

(19)薬品・医薬品

ライセンス取得が義務付けられている一部の薬品・医薬品、遺伝子組み替え技術を使用する場合、特定の細胞・組織形成の場合を除き、100%まで自動認可される。

(20)鉱業

ダイヤモンド宝石を含む各種鉱石、金、銀の探鉱・採鉱、冶金、加工は 100%まで自動認可。

(21)宅配便

手紙の配達を除き、個別認可取得を条件に 100%まで出資が可能。

(22)衛星ビジネス

個別認可取得を条件に 74%まで出資可能。

詳細な情報は下記のホームページに掲載されている。

SIA <http://dipp.nic.in/>

RBI <http://www.rbi.org.in/>

出資比率

外国直接投資はネガティブリストに該当しなければ、出資比率 100%までの直接投資が自動認可される(規制業種・禁止業種の項を参照)。外国機関投資家によるインド企業の株式取得については、原則として出資比率 24%まで(条件により 100%まで可能)。

外国企業の土地所有の可否

外国企業のインド法人および支店による不動産の購入は可能。ただし、土地売却代金の海外送金にはインド準備銀行 (RBI)の事前許可が必要となる。駐在員事務所については不可。

資本金に関する規制

会社法に基づき、会社形態によって最低資本金規制がある。また、ノンバンクにおいては、個別に最低資本金規制が設定されている。

1. 会社法に基づく最低資本金額規制

会社法 (Companies Act) に基づき、企業形態毎に最低資本金額が設定されている。非公開会社 (private company) の場合は 10 万ルピー、公開会社 (public company) の場合は 50 万ルピーが最低資本金額として必要である。また、証券取引所に上場する場合は資本金額が 3,000 万ルピー (ボンベイ証券取引所の場合は 1 億ルピー) 以上で、かつその内 25%以上が公募される必要がある。なお、インドでは公開会社を、株主が発起人や経営者のみに限定されている closely-held public company、証券取引所に上場した widely-held public company の 2 つに分類されている。

2. ノンバンクおよび建設・不動産開発業に対する最低出資額規制

ノンバンクについては、外国直接投資が認められているが、外資側の出資比率に応じて、最低資本金額が規定されている。投資活動をおこなうノンバンクの場合、外資出資比率が 51%以下の場合は 50 万ドル、51%超 75%以下の場合は 500 万ドル、75%超は 5,000 万ドルに設定されている。投資活動をおこなわない (アドバイス・サービスなど) ノンバンクについては、外資出資比率に関わらず 50 万ドルに設定されている。また、建設・不動産開発分野への外国直接投資については、100%出資子会社の場合 1,000 万ドル、合弁会社の場合 500 万ドルに設定されている。

その他規制

経済特区 (SEZ) 内企業、100%輸出指向型企业 (EOU) などは、各種税優遇を得られる条件として、輸出入収支をプラスに保つことが義務づけられる。

輸出義務

経済特区 (SEZ) 内企業、ソフトウェア・テクノロジー・パーク (STP) 内企業、エレクトロニクス・ハードウェア・テクノロジー・パーク (EHTP) 内企業、バイオ・テクノロジーパーク (BTP) 内企業、および 100%輸出指向型企业 (EOU) は、生産開始から 5 年間で 1 ブロックとし、以後継続的にブロック間の輸出入収支をプラスにすることが義務付けられている。国内一般関税地域 (DTA) への販売は DTA 側で輸入関税等を支払うことにより可能。ただし、STP、EHTP、BTP 内企業および EOU については、FOB 価格をベースとした輸出総額の 50% が上限となるほか、自動車、アルコール飲料、本、紅茶など、特定品目の DTA 向け販売は認められていない。詳細は、商工省の「外国貿易政策 2004-2009 (Foreign Trade Policy 1st September, 2004-31st March, 2009) に記載されている。

<http://dgftcom.nic.in/exim/2000/policy/contents.htm>